

「庁舎等機械警備業務委託」仕様書

1 件名

庁舎等機械警備業務委託

2 目的

この警備は、対象物の火災、侵入及び盗難事故並びにテロ等の防止や早期発見により、茨城県南水道企業団事務所及び配水場等の施設、物品等の保全を図り、適正な庁舎管理を行うことを目的とする。

3 警備内容

- イ. 対象施設にある機器、若しくは同等の機器を用いての機械警備
- ロ. 防犯、火災、異常の早期発見、拡大防止、各機関への通報及び緊急対処業務

4 警備場所

- (1)建物名称：戸頭配水場
所在地：取手市戸頭4-4-1
規模：地上2階 地下1階
- (2)建物名称：藤代配水場
所在地：取手市中田387-1
規模：地上2階
- (3)建物名称：牛久配水場・1号井戸
所在地：牛久市栄町4-194
規模：地上2階 地下1階
- (4)建物名称：利根配水場
所在地：北相馬郡利根町大字布川618-247
規模：地上2階
- (5)建物名称：茨城県南水道企業団庁舎・若柴配水場・1号井戸・旧管理棟・新管理棟
※自火報監視のみ
所在地：龍ヶ崎市長山1丁目5番地2
規模：庁舎 地上3階
旧管理棟 地上2階 地下1階
新管理棟 地上2階 地下1階
- (6)建物名称：布川配水場
所在地：北相馬郡利根町布川1571-1
規模：地上1階
- (7)建物名称：早尾配水場
所在地：北相馬郡利根町早尾32-2
規模：地上1階

5 契約期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで 60ヶ月
(準備期間：契約日から令和7年3月31日)

6 長期継続契約

この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者はこの契約を変更し、又は解除することができる。

7 警備範囲

警備範囲は、別添図面に示す範囲とする。ただし、自動警報警備に必要な警報装置及びこれに附帯する機器の設置箇所及び数量はあくまでも参考であり、受託者の警報仕様を優先するものとし、図面に示す限りではない。

また、現地の建物等の状況は工事等の状況により図面と異なることがあるので留意すること。

8 警備委託期間

事務所からの警報装置作動開始の信号を受けたときに始まり、事務所からの警備解除の信号を受けたときに終了する間の時間とする。なお、警備時間は概ね以下のとおりとする。

- (1) 庁舎・若柴配水場：開庁日 18時15分から翌8時30分まで
閉庁日 17時15分から翌8時30分まで

- (2) その他すべての施設：24時間365日

9 警備任務

受託者は、関係法令等及びこの仕様書に定めのある事項並びに委託者との協議に基づき、事務所内における火災、盗難事故並びに配水場を狙った水質汚染テロ発生の防止に努めるとともに、下記の任務を行うことにより、庁舎及び配水場の安全保持を図らなければならない。

- (1) 火災、侵入及び盗難等の拡大防止
- (2) 事故感知時における各関係先への通報連絡
- (3) 事故報告書の提出

10 警備計画

受託者は警備対象物に係る警備計画を作成し、あらかじめ委託者に提出し、承認を受けるものとする。

11 警備運営上の権限

委託者は、受託者に対して、警備業務遂行のために必要な警備上の権限を付与するものとする。

12 警備実施要領

- (1) 警備で使用する回線は受託者で用意し、使用料金、回線設備設置料等は、受託者が支払うこととする。また回線はバックアップ回線有の携帯電話回線を用いること。

- (2) 受託者は、委託業務締結後、委託期間開始日（令和7年4月1日）までに各配水場に順次警備機器取付作業を完了させること。

また、自動警報警備が設置されるまでの期間は警備員の巡回により各施設の警備業務を行うこと。

- (3) 庁舎内金庫監視については、金庫センサーを用いること。

- (4) 受託者は、警報受信装置により警備対象物に異常事態が発生したことを感知した場合、警備員を速やかに現場に急行させ、異常事態の確認をするとともに、関係先に連絡し、事態の拡大防止に当たること。なお、現場には25分以内に到着すること。

- (5) 委託者は、警備対象物の増、庁舎改修工事等により既設の警報装置等の移動又は変更の必要が生

じた場合、事前に委託者に通知するものとし、当該移動又は変更に係る費用は委託者が負担する。
また、警報装置等の増減が生じた場合、その台数が現保有台数の10%以内のときには、契約金額を変更しないものとする。

- (6) 契約満了時の機器の取り扱いについては、受託者の責任において費用を負担し、速やかに撤去し原状回復するものとする。
- (7) 委託業務を遂行するために必要な電力、電話、通信設備等は無償で貸与する。
ただし、自動警報警備を行うのに必要となる電話回線及等の敷設及びその使用料は、受注者の負担とする。
- (8) 委託業務を遂行する為に使用する機器類、消耗部品等は、受注者の負担とする。
- (9) 受注者は、当該月分の警備実施状況について、警備報告書を翌月7日までに発注者に提出するものとし、職員の確認を受けるものとする。また、警備実施中に事故が発生した場合、事故報告書を発注者の警備責任者に対処後遅滞無く提出すること。
- (10) 受注者の設置した警報装置が正常でない場合、又は本仕様書に定める義務を怠った場合等、受注者の責に帰すべき事由により、委託者及び第三者に損害(人的損害・物的損害)を与えた場合は、受注者は保険により、対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円を限度としてその損害を賠償する責任を負うものとする。
- (11) この仕様書に疑義があるときは、あらかじめ発注者と協議することとする。
- (12) 業務委託料の支払は、落札額を均等割りした月額契約とし、請求書の提出を受け月額分を一括で支払うこととする。ただし、端数が出た場合は、1回目の支払で調整するものとする。

13 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、発注者及び受注者相互に預託し、預託された鍵は、それぞれが厳重に取扱い保管する。なお、鍵の複製または複製の黙認は厳に禁止する。

14 現場説明

見積積算に現場視察が必要な場合は、事前に現場担当者に連絡をして早めに視察日を予約すること。

15 その他

本仕様書に定めのない事項で疑義を生じた場合は、双方協議のうえ決定する。